

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

役員報酬規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(以下、この法人という。)の役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。